

高坂駅東口第一土地区画整理事業

区画整理だより

第 30 号

令和 5 年 3 月

発行: 東松山市都市計画部
高坂区画整理事務所

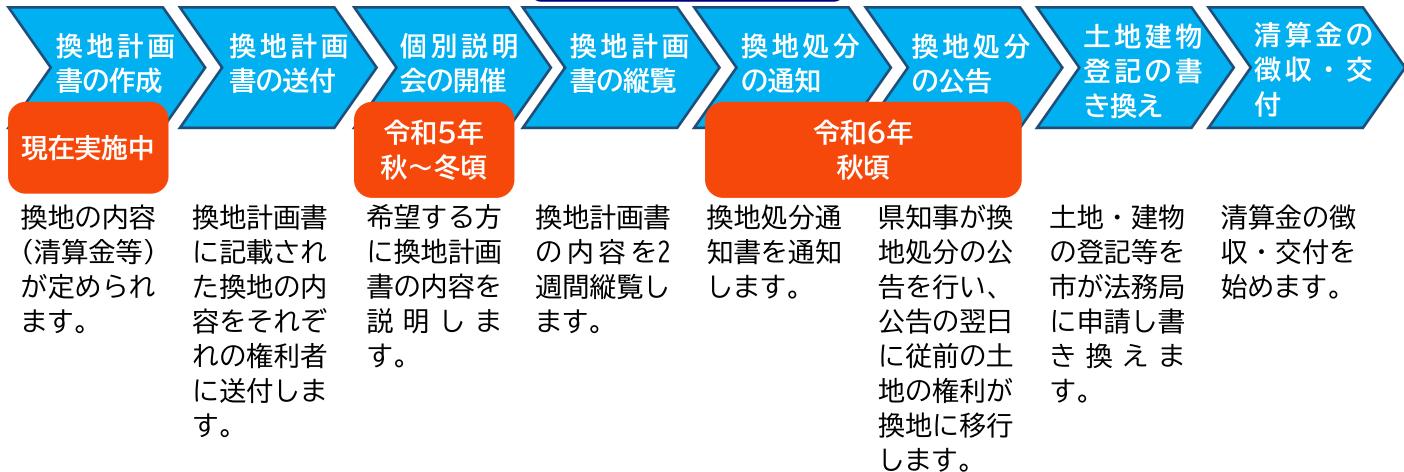
皆様におかれましては、平素より土地区画整理事業の推進に対しまして格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

引き続き事業の推進に対しまして、皆様の更なるご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

事業の今後の見通し

土地区画整理事業地内の全ての土地の権利が確定したため、換地処分に向けた今後の予定をお伝えします。ただし、今後の調整や協議等の進捗によりスケジュールが変更となる可能性があります。

今後の流れ



重要 仮換地の分割(従前地分筆)について

土地活用や売買、相続、贈与、共有地分割、またはその他の理由により仮換地を分割する場合は区画整理前の土地(以下「従前地」という。)を分筆していただくことで、仮換地を分割することができますが、

換地計画書の作成のため、従前地分筆の受付は、令和5年8月31日までといいたしますので、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご配慮いただきますよう宜しくお願ひいたします。

換地計画書(案)を作成後に従前地分筆が行われると、換地計画書の修正や県の認可の取り直しが必要となります。

以上のことから従前地の分筆はお控えいただくことになりますが、やむを得ない場合は、共有持ち分による登記等で対応いただき区画整理登記完了後に分筆手続きをお願いいたします。

事業計画の変更を行う予定です

土地区画整理事業を施行する場合、施行地区、設計の概要、施行期間、資金計画などを定めた事業計画を作成し、事業を行っています。

平成6年の事業認可から4回の変更を経て、現在は平成28年に変更した事業計画により事業を進めておりますが、事業の進捗に伴い5回目の事業計画の変更を行う予定です。現在、埼玉県と協議をおこなっており、詳細の内容が決まり次第、お知らせします。

所有権移転届出等のお願い

換地計画書（案）の作成やその後の手続きを進めるにあたり、所有権移転などの次の内容について換地処分直前まで常に把握する必要があります。

1. 土地の売買や相続などにより権利の変更が生じた場合
2. 住所を変更された場合
3. 抵当権などを設定又は変更した場合

上記の内容に変更があった場合は、土地登記簿等と併せて速やかに届出をお願いいたします。



土地の適切な管理をお願いします

季節が春になり空き地等に雑草が生い茂る時期となりました。空き地等に雑草が生い茂ると、害虫の発生や不法投棄の原因となり、住環境の悪化を招くことが懸念されます。また、そのまま放置すると、隣接地の方々にも迷惑がかかります。所有者の方は、定期的な除草を行う等、適切な管理をお願いいたします。



高坂駅東口第一土地区画整理事業について、ご不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。

【高坂区画整理事務所】

〒355-0047 埼玉県東松山市大字高坂1058番地
TEL0493-35-0112 FAX0493-35-5544